

# 海田町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年6月  
海田町

はじめに

令和2（2020）年1月に国内で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、町民の生命及び健康が脅かされ、町民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなりました。

この未曾有の感染症危機において、次々と変化する事象に対し、町民はもとより、行政、医療関係者、事業者等、社会全体で取組が進められてきました。

今般の海田町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）の改定は、新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）で明らかとなった課題等を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ以外にも含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すものです。

どのようなパンデミックにも対応できるよう、平時において基盤的な対策を推進し、底上げを行うことにより、感染症有事対応の選択肢を増やしておくことが重要です。

本町行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していきます。

# 目次

はじめに

第1部 総論	1
第1章 町行動計画について	1
第2章 新型インフルエンザ等対策の基本方針	6
第3章 新型インフルエンザ等対策の基本項目	10
第4章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	13
第2部 各論	16
第1章 実施体制	16
第1節 準備期	16
第2節 初動期	16
第3節 対応期	19
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	21
第1節 準備期	21
第2節 初動期	22
第3節 対応期	23
第3章 まん延防止	25
第1節 準備期	25
第2節 初動期	25
第3節 対応期	25
第4章 ワクチン	27
第1節 準備期	27
第2節 初動期	31
第3節 対応期	34
第5章 保健	37
第1節 準備期	37
第2節 初動期	37
第3節 対応期	38
第6章 物資	39
第1節 準備期	39
第2節 初動期	39
第3節 対応期	39
第7章 町民の生活及び地域経済の安定の確保	41
第1節 準備期	41
第2節 初動期	42
第3節 対応期	42
用語集	44

## 第1部 総論

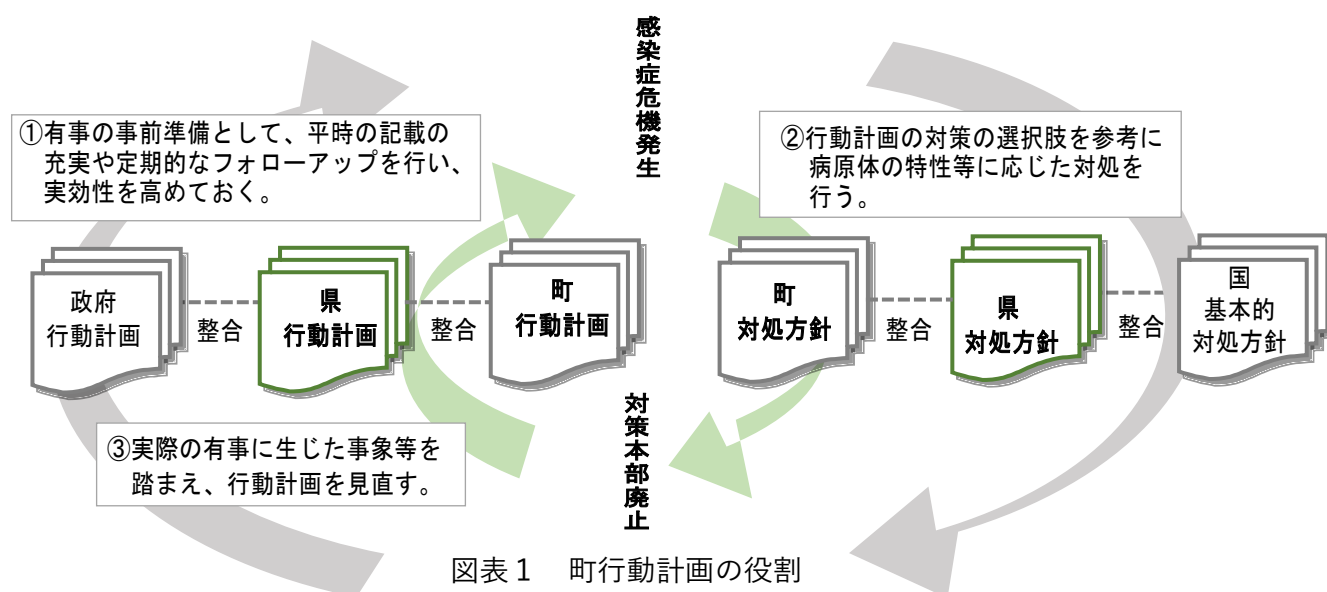
### 第1章 町行動計画について

#### 1. 町行動計画改定の趣旨

新型インフルエンザが発生した場合に関係機関が連携して行動する際の基準となる計画及び対応について定めるものとして、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24（2012）年法律第31号。以下「特措法」という。）に基づき、平成26年11月に策定しました。

感染症危機に際しては、国が策定する基本的対処方針をもとにして、県行動計画の様々な対策の選択肢を参考に、本町の対処方針を策定し対応していくとともに、対策本部の廃止後も、次の有事でより万全に対応できるよう、町行動計画を見直すものです。

今般、令和6（2024）年に改定された政府行動計画及び令和7（2025）年に改定された県行動計画を基本として、令和元（2019）年に発生した新型コロナ対応で明らかとなった課題等を踏まえ、町行動計画を全面改定します。



## 2. 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大しています。

さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっています。

これまでも、重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには、令和2（2020）年以降、新型コロナウイルスが世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっています。

引き続き、世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要があります。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能です。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要です。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定されます。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に着目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められます。ワンヘルス・アプローチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点です。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもあります。

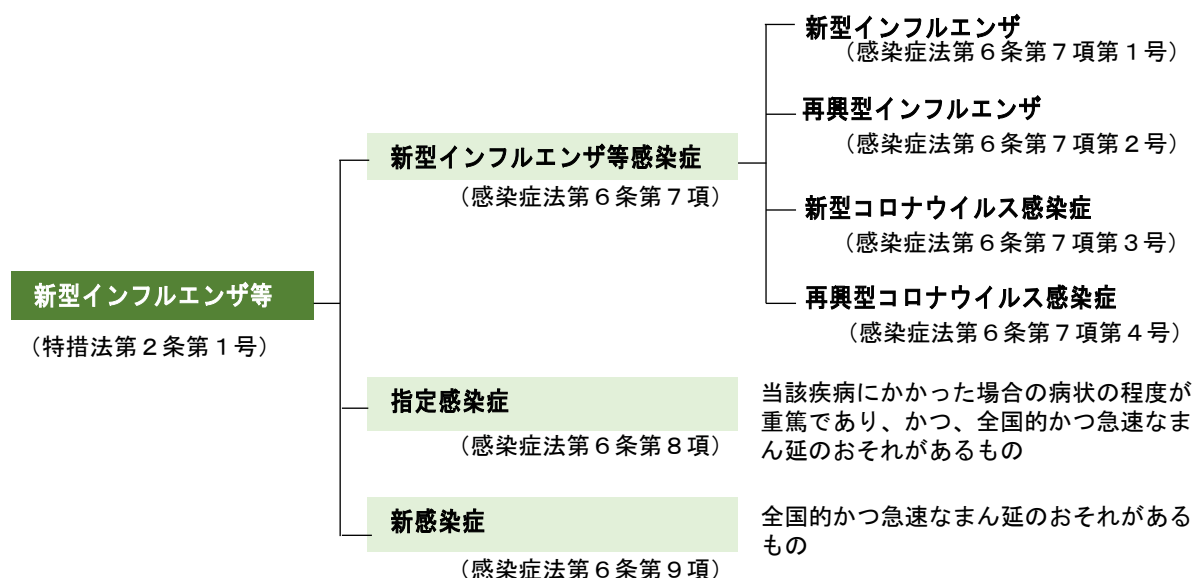
こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要です。

### 3. 町行動計画の位置付けと対象となる感染症

町行動計画は、特措法に基づき策定するものであり、政府行動計画及び県行動計画との整合・調和を図りつつ、感染症危機において適切な対応を行うための様々な対策の選択肢を示します。

特措法は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10（1998）年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものです。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、図表 2 に示す感染症です。



図表 2 町行動計画の対象となる感染症

#### 4. 基本理念

本町の感染症予防施策等を踏まえて、この計画の基本理念を次のとおりとします。

**新型インフルエンザ等が発生しても、全ての町民が安心して暮らすことができる社会を実現します。**

#### 5. 目指す姿

新型コロナ対応では、感染症危機が、町民の生命・健康だけでなく、経済・社会生活にも大きな脅威となり、全ての町民が当事者として向き合い、社会全体で取り組まなければ対策の効果が期待されるものではないことを浮き彫りにしました。

次なる感染症危機は、将来必ず到来すると考えられ、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指す必要があります。

- ・ **新型インフルエンザ等のまん延時においても、十分な検査、診療及び療養体制が確保されるとともに、訓練等を通じて感染症危機に対応できる平時からの体制作りが充実しています。**
- ・ **感染症危機に当たっては、町民の理解・協力を得て、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策が実施され、町民生活及び社会経済活動への影響が軽減されています。**
- ・ **感染症危機に際しても、偏見・差別及び社会の分断が生じないよう、基本的人権が尊重されています。**

## 6. 町行動計画改定の基本と整合（政府行動計画の改定・県行動計画の改定）

町行動計画の見直しに当たっては、政府行動計画の内容を基本とし、県行動計画の内容とも整合を図ります。

新型インフルエンザ等が発生しても、全ての県民が安心して暮らすことができる社会を

### （１）平時の備えの不足

- ・主に新型インフルエンザを想定
- ・医療・検査体制の立上げ
- ・都道府県等との連携の課題 等

### （２）状況変化への対応の課題

- ・複数の波への対応と長期化
- ・対策の切替えのタイミング
- ・社会経済活動とのバランス 等

### （３）情報発信の課題

- ・科学的根拠に基づく情報発信
- ・対策（行動制限）の意図の伝達
- ・感染症に係る偏見差別の発生 等

### 改定① 平時の準備の充実

- 「訓練でできないことは、実際でもできない」  
国や自治体等、関係機関において、平時より実効性のある訓練を定期的実施し、不断に点検・改善
- 感染症法等の計画に基づき、自治体は関係機関と協定を締結し、感染症発生時の医療・検査の体制立上げを迅速に行う体制を確保
- 国と地方公共団体等との連携体制・ネットワークの構築

### 改定② 対策項目の拡充と横断的視点の設定

- 全体を3期（準備期、初動期、対応期）に区分
- 6項目だった対策項目を13項目に拡充し、内容を精緻化
- 特に水際対策や検査、ワクチン等の項目について記載を充実するとともに、偏見・差別の防止等も含めたりスクコミュニケーションのあり方等を整理
- 5つの横断的視点<sup>\*</sup>を設定し、各項目の取組を強化  
※ 人材育成、国と地方公共団体との連携、DX推進、研究開発支援、国際連携

### 改定③ 幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切り替え

- 新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定して対策を整理
- 状況の変化<sup>\*</sup>に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切替え  
※ 検査や医療提供体制の整備、ワクチン・治療薬の普及、社会経済の状況等

### 改定④ DXの推進

- 予防接種事務のデジタル化・標準化や電子カルテ情報の標準化等、国と地方公共団体間等の情報収集・共有・分析・活用の基盤整備
- 将来的に電子カルテと発生届の連携や臨床情報の研究開発への活用等

### 改定⑤ 実効性確保のための取組

- 行動計画に沿った取組を推進するとともに実施状況を毎年度フォローアップ<sup>\*\*</sup>  
※特に検査・医療提供体制の整備、PPE等の備蓄状況等は見える化
- 感染症法等の計画等の見直し状況やこれらとの整合性等を踏まえ、おおむね6年ごとに改定

図表3 政府行動計画の改定のポイント

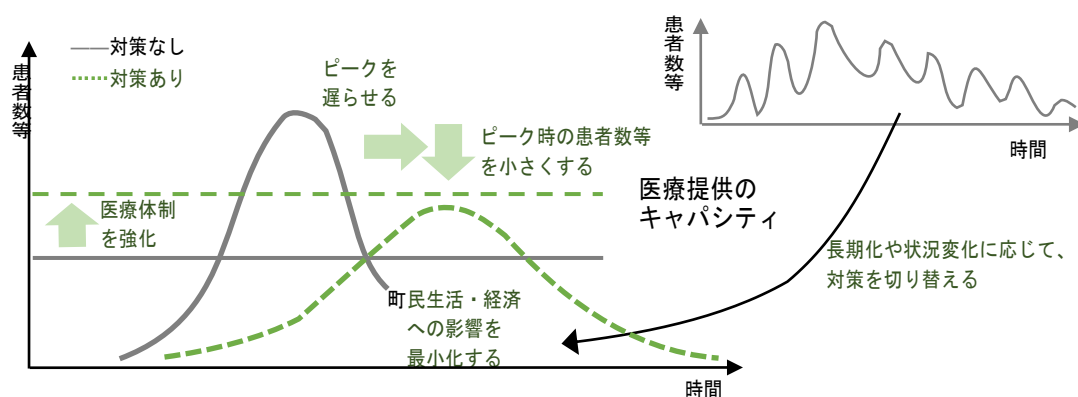
## 第2章 新型インフルエンザ等対策の基本方針

### 1. 基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難で、その発生自体を阻止することも不可能であり、病原性が高くまん延のおそれのあるものが発生すれば、町民の生命・健康や町民生活・経済にも大きな影響を与えかねません。

新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが罹患するおそれがあり、患者の発生が一定の期間に偏った場合、医療提供体制のキャパシティを超えることを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を町全体の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を基本的な戦略として対策を講じていく必要があります。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護
  - ① 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や国の主導によるワクチン製造等のための時間を確保します。
  - ② 流行ピーク時の患者数等をなるべく少なくし、医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制を強化し、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにします。
  - ③ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。
- (2) 町民生活及び町民経済に及ぼす影響を最小化
  - ① 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活及び社会経済活動への影響を軽減します。
  - ② 町民生活及び町民経済の安定を確保します。
  - ③ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らします。
  - ④ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。



図表4 新型インフルエンザ等対策の概念図

## 2. 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければなりません。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねません。

このため、町行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性や、病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定としつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示します。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の各対策項目について、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とするとともに、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するための考え方を示します。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第2部「各論」の部分で具体的な対策内容を記載します。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが町民生活及び町民経済に与える影響等を総合的に勘案し、町行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定します。

## 3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

町は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、町行動計画に基づき、国、県等と連携協力し、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施します。実施に当たっては、次の点に留意します。

### (1) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により町民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要です。

このため、次の①から⑤までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、町民の生命及び健康の保護と町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じます。

#### ① 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮します。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築します。

#### ② 医療提供体制と町民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要です。リスク評価に基づ

き、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講じます。その際、影響を受ける町民や事業者を含め、町民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意します。

③ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応します。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定めます。

④ 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示します。

⑤ 町民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、町民等の理解や協力が最も重要です。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、様々な場面を活用して普及し、子どもを含め、様々な年代の町民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要です。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにします。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける町民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明します。

(2) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、町民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとし、

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、町民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものです。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があります。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題です。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意します。感染症危機に当たっても町民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組みます。

(3) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されています。しかし、新型インフル

エンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意します。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

町対策本部は、政府対策本部及び広島県対策本部（以下「県対策本部」という。）と緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

新型インフルエンザ等対策に関する総合調整について、必要に応じて町から広島県に対して要請を行います。

(5) 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進めます。また、避難所施設の確保等や自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進めます。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国や広島県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行います。

(6) 記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、必要に応じて公表します。

## 第3章 新型インフルエンザ等対策の基本項目

### 1. 町行動計画の主な対策項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものです。それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、分かりやすく、取り組みやすいようにするため、2. に掲げる7項目を町行動計画の主な対策項目とします。

### 2. 対策項目ごとの基本理念と目標

町行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要があります。そのため、次に示す(1)から(7)までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要です。

#### (1) 実施体制

感染症危機は町民の生命及び健康や町民生活及び町民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、社会全体の危機管理の問題として取り組む必要があります。国、広島県、JIHS、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図りながら、実効的な対策を講じていくことが重要です。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関において連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要があります。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備をもとに、的確な施策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

#### (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがあります。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があります。その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、町民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要です。

このため、平時から、町民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要があります。

#### (3) まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、町民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とします。

適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげるのが重要です。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策です。このため、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間等においてだされるまん延防止等重点措置や緊急事態措置等に従い、対策を行う必要があります。

一方で、特措法第5条において、町民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要です。

#### (4) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、町民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。そのため、医療機関、事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要があります。

新型インフルエンザ等発生時のワクチンの接種に当たっては、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行います。

#### (5) 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、町民の生命及び健康を保護する必要があります。その際、町民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要です。

また、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行う必要があります。国・県の支援も活用しながら、地域における新型インフルエンザ等対策を推進するほか、県から患者やその他濃厚接触者に関する情報等の共有を受けた場合は、県が実施する健康観察に協力します。

#### (6) 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれます。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要です。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずる

ことが重要です。

新型インフルエンザ等の発生時に、感染症対策物資等の需給状況の把握を行い、不足が懸念される場合等には、国による感染症対策物資等の供給量の増加を図るための生産要請等、医療機関等での必要な感染症対策物資等の確保につなげます。

#### (7) 町民生活及び町民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、町民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があります。このため、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や町民等に必要な準備を行うことを勧奨します。

新型インフルエンザ等の発生時に、町民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行います。また、事業者や町民等は、平時の準備をもとに、自ら事業継続や感染防止に努めます。

## 第4章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

### 1. 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有します。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組みます。

さらに、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進します。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努めます。また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び同会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進します。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておきます。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進めます。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行います。

### 2. 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有します。

#### 【広島県】

広島県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関する確かな判断と対応が求められます。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、外来医療機関（発熱外来等）、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応について、計画的に準備を行います。これにより、感染症有事の際には、自宅療養者の健康観察を行うとともに、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行します。

こうした取組においては、広島県は、保健所設置市、感染症指定医療機関等で構成される広島県感染症対策連携協議会等を通じ、広島県感染症予防計画等について協議を行

うことが重要です。また、同予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行います。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図ります。

#### 【海田町】

町は、住民に最も近い行政であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められます。対策の実施に当たっては、広島県や近隣の市町と緊密な連携を図ります。

### 3. 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、広島県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められます。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び広島県感染症対策連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要です。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、広島県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来等、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行います。

### 4. 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

### 5. 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の町民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要です。新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努めます。

### 6. 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められます。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ

等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定されます。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要があります。

## 7. 町民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努めます。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

また、自身が新型インフルエンザ等発症した場合は、他者への感染の可能性が消失するまで自宅等で適切な期間の療養を行います。

## 第2部 各論

### 第1章 実施体制

#### 第1節 準備期

##### 1. 目的

新型インフルエンザ等が町内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進することが重要です。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行います。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化します。

##### 2. 所要の対応

###### (1) 実践的な訓練の実施

- ① 町行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施又は参加します。

###### (2) 町行動計画等の作成・見直しや体制整備・強化

- ① 町行動計画を作成し、必要に応じて変更します。町は行動計画を作成又は変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴きます。
- ② 新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成し、必要に応じて変更します。
- ③ 新型インフルエンザ等対策に携わる行政職員等の養成等を行います。

###### (3) 国及び広島県等との連携強化

- ① 国及び広島県等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施します。
- ② 国及び広島県等とともに、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築します。

#### 第2節 初動期

##### 1. 目的

新型インフルエンザ等が町内外で発生し又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、町民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要があります。そのため、町は、準備期における検討等に基づき、町及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施します。

##### 2. 所要の対応

###### (1) 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置し、広島県が広島県対策本部を設置した場合にお

いて、町は必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進めます。

- ② 必要に応じて、第1節 準備期を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進めます。

国の動き	発生の早期探知体制整備	疑い例の情報収集・リスク評価開始	初動対処方針決定	基本的対処方針策定 政府対策本部設置
県の危機管理体制等	平時	注意体制	警戒体制	非常体制
	国・JIHSから情報収集		警戒本部設置 (本部長：健康福祉局長)	対策本部設置 (本部長：知事)
広島県感染症対策連絡会議		全庁体制へ移行		県対処方針策定
県行動計画	準備期	初動期		対応期
町行動計画	準備期	初動期		対応期 〔海田町対策本部設置 (本部長：町長)〕

図表5 新型インフルエンザ等発生時の体制

(2) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

- ① 機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行います。

(3) 新型インフルエンザ等発生時の町の組織体制

必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進めます。特に、パンデミック時には福祉保健部が最も業務過多となるため、庁内全体で、部を越えた体制の構築を行います。

部署名	町対策本部における各部局の主な業務	担当課
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町民への情報提供に関すること</li> <li>・ 関係機関・団体等との間の情報共有に関すること</li> <li>・ 所管する事業者等への情報提供及び事前計画の策定等、対策実施への協力・助言に関すること</li> <li>・ 発生期における業務の維持継続に関すること</li> <li>・ 発生期における関係団体等への活動の継続又は自粛要請等に関すること</li> <li>・ 職場内での感染予防策及び感染拡大防止策の総括に関すること</li> <li>・ 所管する施設等における感染予防・まん延防止等に関すること</li> <li>・ 職員のメンタルヘルスに関すること</li> <li>・ 遺体安置所の提供に関すること（施設所有課）</li> <li>・ 遺体安置所の確保及び管理に関すること（施設所有課）</li> </ul>	各課
企画部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報の総括に関すること</li> <li>・ 町内在住外国人への情報提供の支援に関すること</li> <li>・ 報道機関への情報提供に関すること</li> </ul>	かいたブランド課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財務の総括に関すること</li> <li>・ 対策の予算措置に関すること</li> </ul>	財政経営課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業活動の維持・復旧のための支援に関すること</li> </ul>	資産活用課
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町業務の維持（職員の健康管理を含む）の総括に関すること</li> <li>・ 庁舎における感染予防・まん延防止等に関すること</li> </ul>	総務課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防防災関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>・ 食料及び生活関連物資の確保のための支援に関すること</li> </ul>	防災課
町民生活部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治会等との連絡に関すること</li> </ul>	地域みらい課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火葬体制の確保に関すること</li> </ul>	住民課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境衛生に関すること</li> <li>・ ごみの収集に関すること</li> <li>・ ごみの排出抑制に関すること</li> <li>・ 感染症廃棄物の処理に関すること</li> </ul>	環境センター
福祉保健部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町対策本部の設置及び運営に関すること</li> <li>・ 防疫対策の実施に関すること</li> <li>・ 食品事業者等に対する感染予防策の周知に関すること</li> <li>・ 健康相談対応、感染防止策の普及啓発に関すること</li> <li>・ 病原体の検査に関すること</li> </ul>	健康づくり推進課

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療提供体制の確保に関すること</li> <li>・予防接種に関すること</li> <li>・予防接種会場の確保に関すること</li> <li>・患者の搬送体制の確保に関すること（必要に応じて消防関係者等と協力する）</li> </ul>	
	・保育所等における感染予防・まん延防止等に関すること	こども課
	・要援護者（在宅の高齢者・障がい者等）への情報提供・生活支援に関すること	長寿保険課・社会福祉課
	・社会福祉施設等における感染予防・まん延防止等に関すること	社会福祉課
建設部	・ライフライン（上下水道）の機能確保に関すること	上下水道課
	・農林水産業の維持・復旧のための支援に関すること	まちデザイン課
会計管理室	・出納機能の確保に関すること	会計管理室
議会事務局	・議員への連絡、報告等に関すること	議会事務局
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校等における感染予防・まん延防止等に関すること</li> <li>・学校等における感染状況の把握に関すること</li> <li>・発生期における教育対策に関すること</li> </ul>	学校教育課

図表6 準備期・初動期・対応期における各所属の主な業務

### 第3節 対応期

#### 1. 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、町及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要です。

感染症危機の状況並びに町民生活及び町民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指します。

#### 2. 所要の対応

##### (1) 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとります。

##### ① 職員の応援要請

(ア) 新型インフルエンザ等のまん延により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、町の属する広島県に対し、

特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請します。

(イ) その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町又は町の属する広島県に対して応援を求めます。

② 必要な財政上の措置

国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施します。

(2) 緊急事態措置の検討等について

① 緊急事態宣言に関すること

緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置します。町は、町に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行います。

(3) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

① 町対策本部の廃止

新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいいます。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止します。

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### 第1節 準備期

#### 1. 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、町民等、国や広島県、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要です。

このため、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、国、広島県及び町による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図ります。

#### 2. 所要の対応

##### (1) 新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有

###### ① 町における情報提供・共有について

地域における住民に対する情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいて、市町の果たす役割は大きくなっており、町は、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」第1章及び第2章に掲げられた国の取組に関する留意事項等を参考とするほか、他の市町等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明を行います。

準備期から町民等が感染危機に対する理解を深めるため、感染症に関する基本的な情報や対策等について、ホームページや広報、SNS等各種媒体の活用や町民との接点をもつ講座等の機会により情報提供・共有を行い、町による情報提供・共有について、有用な情報源として町民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、相談体制の準備を始め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進めます。

また、地域のなじみのあるキャラクターなどをメッセージや情報提供・共有の方法に取り込むことで、分かりやすく行動変容につながりやすい情報提供・共有を行う工夫も考えていきます。

###### ② 広島県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、町民にとって最も身近な行政主体として、町民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報を行います。また、町民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して広島県からの協力要請に応じるほか、患者等に生活支援を行います。これらを踏まえ、町長は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など広島県知事が必要と認める情報の提供を受けることがあります。有事における円滑な連携のため、当該情報連携について広島県と町の行動計画等で位置付けるとともに、具体的な手順をあらかじめ両方で合意しておくことを検討します。

###### ③ 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

町は、国からの要請を受けて、相談体制の準備を進めます。

## 第2節 初動期

### 1. 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、町民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等について、SNS等の手段を用い、状況に応じた確かな情報提供・共有を行い、準備を促す必要があります。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有します。

その際、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努めます。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努めます。

### 2. 所要の対応

#### (1) 情報提供・共有について

##### ① 町における情報提供・共有について

町においては、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の市町等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明を行います。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、町民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行います。

##### ② 広島県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、町民にとって最も身近な行政主体として、町民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報を行います。新型インフルエンザ等の患者発生時の公表については、厚生労働省による「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」や「一類感染症患者発生に関する公表基準」等を基本として、県が準備期からあらかじめ明確化した公表項目等に基づき、町民等からのニーズ、リスクの認知とまん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、対応する必要があります。

また、町民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して広島県からの協力要請に応じるほか、患者等に生活支援を行います。

#### (2) 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請を受けて、相談体制を整備します。

## 第3節 対応期

### 1. 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要です。このため、県及び町は、町民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する町民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につなげるよう促す必要があります。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有します。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努めます。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努めます。

### 2. 所要の対応

#### (1) 情報提供・共有について

##### ① 町における情報提供・共有について

町においては、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の市町等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明を行います。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行います。

##### ② 広島県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、町民にとって最も身近な行政主体として、町民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報を行います。また、町民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して広島県からの協力要請に応じるほか、患者等に生活支援を行います。

#### (2) 基本的方針

##### ① 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請を受けて、相談体制を継続します。

##### ② リスク評価に基づく方針の情報提供・共有

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかになった状況に応じて、基本的対処方針等により示される国・県の方針に基づき、以下のとおり対応します。

##### (ア) 封じ込めを念頭に対応する時期

町は、町民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、施策判断の根拠を丁寧に説

明します。また、町民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、町が町民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行います。

(イ) 病原体の性状等に応じて対応する時期

- ・病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられます。その際、町民等が適切に対応できるよう、町は、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行います。

- ・子どもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や町民等への協力要請の方法が異なり得ることから、町は、町民等に対し、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行います。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得ます。

- ・町は、県が地域の感染状況や医療ひっ迫の状況を評価し、必要な対策を遅滞なく講ずるために設定したレベル判断の指標やその際の対策を、あらかじめ町民等と共有することにより、予見性を高め、個人レベルでの先手の感染対策の徹底を促進します。

(ウ) 特措法によらない基本的な感染症対策へ移行する時期

町は、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、町民等に対し、丁寧に情報提供・共有を行います。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる町民等がいることが考えられるため、業所管課から、効果的に情報発信するとともに、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得ます。また、順次、広報体制の縮小等を行います。

## 第3章 まん延防止

### 第1節 準備期

#### 1. 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、町民の生命及び健康を保護します。

このため、有事におけるまん延防止措置への協力を行うとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、町民等や事業者の理解促進に取り組みます。

#### 2. 所要の対応

##### (1) 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

町は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図ります。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図ります。

### 第2節 初動期

#### 1. 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにします。このため、町内でのまん延の防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう準備等を行います。

#### 2. 所要の対応

##### (1) 町内でのまん延防止対策の準備

国や広島県からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行います。

### 第3節 対応期

#### 1. 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、町民の生命及び健康を保護します。その際、町民生活や社会経済活動への影響も十分考慮します。

また、緊急事態措置を始めとする対策の効果および影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、町民生活や社会経済活動への影響の軽減を図ります。

#### 2. 所要の対応

国及び JIHS、広島県による情報の分析やリスク評価に基づき、感染症の特徴や病原

体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異の状況、感染状況及び国民の免疫の獲得の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講じます。なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、町民生活や社会経済活動への影響も十分考慮します。

（１）まん延防止等重点措置又は緊急事態措置に関する総合調整

緊急事態宣言がなされた場合は、行動計画に基づき、直ちに、海田町対策本部を設置します。町は、当該区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、特措法に基づき、町が実施する当該区域に係る緊急事態措置に関する総合調整を行います。

## 第4章 ワクチン

### 第1節 準備期

#### 1. 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンの円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進めます。

#### 2. 所要の対応

##### (1) ワクチンの接種に必要な資材

以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行うほか、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう町準備資材について準備します。

表1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

【準備品】	【文房具類】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> ※救急用品	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
【医師・看護師用物品】	【会場設営物品】
<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等 <input type="checkbox"/> ロープ

※救急用品：（ショック時の対応に資するもの）

##### (2) ワクチンの流通に係る体制の整備

- ① 県や医師会、卸売販売業者団体等の関係機関と協議の上、連携の方法及び役割分担のもと、県内においてワクチンを円滑に流通させる体制の整備に協力します。
- ② 国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について医療機関等に共有するとともに、分配につなげるシステムを利用できる体制を推進します。
- ③ 実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから

ら、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておきます。

### (3) 接種体制の構築

#### ① 接種体制

新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、県や医師会等の医療関係団体等と連携し、蓄積した新型コロナ対応時のノウハウを継承しながら、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な検討(シミュレーションの実施等)を平時から進めます。

#### ② 特定接種

(ア)特定接種について、国が行う登録事業者の登録に協力します。また、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員等については、町を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、町は、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ります。特に登録事業者のうち住民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とします。このため、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築します。

(イ)特定接種の対象となり得る町職員については、町が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告します。

#### ③ 住民接種

予防接種法(昭和23(1948)年法律第68号)第6条第3項の規定による予防接種の実施に関し、平時から、次のとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行います。

(ア)国又は県の協力を得ながら、当該区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図ります。

a 住民接種については、国及び県の協力を得ながら、希望する町民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、医師会等と連携の上、接種体制について検討を行います。

i 接種対象者数

ii 町の人員体制の確保

iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保

iv 接種場所の確保(医療機関、町内施設等)及び運営方法の策定

v 接種に必要な資材等の確保

vi 国や県、医師会等の関係団体への連絡体制の構築

vii 接種に関する町民への周知方法の策定

b 医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要です。

また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町又は県の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局等が連携し、これらの者への接種体制を検討します。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	親子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者 ※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・ 中学生・ 高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
医療従事者	担当課届出数	H	
高齢者施設 の従事者 ・高齢者等	担当課届出数 施設把握人数	I	
成人	対象地域の人口統計から 上記の人数を除いた人数	J	$A-(B+C+D+E1+E2+F+G+H+I)=J$

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

c 医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種・個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定します。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、町は、医師会等の協力を得てその確保を図ります。

d 接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討します。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮します。

(イ) 円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して全国の

医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する町又は県以外における接種を可能にするよう取組を進めます。

- (ウ) 速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係団体等や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進めます。

#### (4) 情報提供・共有

国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら、当該情報を活用し、町民等に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行います。また、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報について、ホームページや SNS 等を通じて情報提供・共有を行い、町民等の理解促進を図ります。

##### ① 住民への対応

定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じた Q & A 等の提供など、双方向的な取組を進めます。

##### ② 町における対応

県の支援を受けて、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び町民への情報提供等を行います。

##### ③ 衛生部局以外の分野との連携

予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び衛生部局以外の分野との連携及び協力が重要であり、その強化に努めます。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、町教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 11 条に規定する就学時の健康診断及び第 13 条第 1 項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を町教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努めます。

#### (5) DX の推進

スマートフォン等への接種勧奨の通知やスマートフォン等からの予診情報の入力、医療機関による接種記録の入力・費用請求等、マイナンバーを活用した国の予防接種事務のデジタル化や標準化の取組に協調します。

##### ① システムの整備

町が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行います。

- ② 住民への対応  
接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進めます。ただし、電子的に通知を受けとることができない人に対しては、紙の接種券等を送付します。
- ③ 環境整備  
予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を町民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないように環境整備に取り組みます。

## 第2節 初動期

### 1. 目的

国の方針に基づき、接種体制等の必要な準備を進め、速やかな予防接種へとつなげます。

### 2. 所要の対応

#### (1) 接種体制の構築

接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行います。

#### (2) ワクチンの接種に必要な資材

第4章第1節において必要と判断し準備した資材について、適切に確保します。

#### (3) 接種体制

##### ① 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、県及び町は、医師会等の協力を得て、その確保を図ります。また、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行います。

##### ② 住民接種

- (ア) 目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けて調整を開始します。
- (イ) 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行います。
- (ウ) 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個

人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行います。予防接種の円滑な推進を図るためにも、県の保護施設担当部局、町の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局が連携し行うこと（調整を要する施設等及びその被接種者数を介護部局や障害保健福祉部局又は県の保護施設担当部局が中心に取りまとめ、接種に係る医師会等の調整等は衛生部局と連携し行うこと等）が考えられます。なお、接種会場のスタッフ、相談体制、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討します。

- (エ) 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は医師会等の協力を得て、その確保を図ります。
- (オ) 接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、医師会、近隣市町、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行います。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行います。
- (カ) 高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町又は県の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築します。
- (キ) 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進めます。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行います。
- (ク) 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出を行います。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定します。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することなどが考えられます。
- (ケ) 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができる

ための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行います。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保します。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て町が準備することとなるが、町の準備物について、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行います。また、町が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要がありますが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進めます。具体的に必要物品としては、以下のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討します。

表3 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備します。代表的な物品を以下に示します。 ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等 <input type="checkbox"/> ロープ

- (コ) 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じます。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の基準を遵守し、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について相談します。
- (サ) 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮します。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行います。

### 第 3 節 対応期

#### 1. 目的

国より確保されたワクチンを円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき、迅速に接種できるようにするとともに、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行います。

また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ、関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持します。

#### 2. 所要の対応

##### (1) ワクチンや接種に必要な資材の供給

- ① 国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、第 1 節 準備期 2. (2) を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する人が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行います。
- ② 国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行います。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行います。

##### (2) 接種体制

初動期に構築した接種体制に基づき接種を行います。

###### ① 特定接種

###### (ア) 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ

等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行います。

② 住民接種

予防接種体制の構築

- (ア) 国からの要請を受けて、準備期及び初動期に町において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進めます。
- (イ) 接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討します。
- (ウ) 各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保します。
- (エ) 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適當な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図ります。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行います。
- (オ) 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行います。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も検討します。
- (カ) 高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保します。

③ 接種に関する情報提供・共有

- (ア) 予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行います。
- (イ) 町が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知します。スマートフォン等の活用が困難な人に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応します。
- (ウ) 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知することとします。なお、電子的に情報を収集することが困難な人に対しては、広報誌への掲載等、紙での周知を実施します。

④ 接種記録の管理

国、県及び町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるように、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるように、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行います。

(3) 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付を行います。
- ② 住民接種の場合、接種した場所が海田町外でも、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に海田町に住民票を登録していた場合は、海田町が健康被害救済の実施主体となります。
- ③ 予防接種被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行います。

(4) 情報提供・共有

- ① 町は自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について町民への周知・共有を行います。
- ② 地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討します。
- ③ パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組みます。
- ④ 特定接種に係る対応  
具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先など、接種に必要な情報を提供します。
- ⑤ 住民接種に係る対応  
(ア)実施主体として、町民からの基本的な相談に応じます。  
(イ)特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想されます。
  - a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
  - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
  - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
  - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。  
(ウ)これらを踏まえ、広報に当たっては、次のような点に留意します。
  - a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要です。
  - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要です。
  - c 接種の時期、方法など、町民一人ひとりがどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要です。

## 第5章 保健

### 第1節 準備期

#### 1. 目的

感染症有事には、県等の本庁と保健所等の役割や業務量が急増した際の応援体制、町における役割分担等を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにします。

また、国や県が収集・分析した感染症に係る情報を関係者や町民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤づくりを行います。

#### 2. 所要の対応

##### (1) 人材の確保

- ① 県への人材の送出し等に関する体制を構築します。
- ② 所属する保健師等を応援職員として保健所へ派遣できるよう必要な取組を推進します。

##### (2) 業務継続計画を含む体制の整備

保健所等と協議し、感染症発生時における協力について検討します。

##### (3) 多様な主体との連携体制の構築

新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から県や保健所等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化します。

### 第2節 初動期

#### 1. 目的

初動期は、町民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に対応期に向けた準備を進めることが重要です。有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにします。

#### 2. 所要の対応

##### (1) 有事体制への移行準備

県や保健所から応援派遣要請に向けて、人員の確保等の準備を進めます。

##### (2) 町民への情報提供・共有の開始

国や県の情報を基に、町民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築し、リスク情報とその見方や対策の意義を共有します。

## 第3節 対応期

### 1. 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、求められる業務に必要な体制を確保して役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、町民の生命及び健康を保護します。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、町の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにします。

### 2. 所要の対応

#### (1) 有事体制への移行

- ① 県や保健所からの応援派遣要請に速やかに対応します。
- ② 町民の理解増進のための情報や県の方針の考え方を県と共有します。

#### (2) 主な対応業務の実施

県や保健所、関係機関等と連携し、感染症対応業務を実施します。

- ① 県が実施する健康観察に協力します。
- ② 県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力します。
- ③ 感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、町民の理解を深めるため、町民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行います。また、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な人のニーズに応えられるよう、県等と連携のうえ、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行います。

## 第6章 物資

### 第1節 準備期

#### 1. 目的

感染症対策物資等（個人防護具（マスク、ガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋）は、有事に、業務等を円滑に実施するために欠かせないものです。そのため、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにします。

#### 2. 所要の対応

##### (1) 感染症対策物資等の備蓄等

町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認します。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができます。

### 第2節 初動期

#### 1. 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要です。そのため、町は、準備期に引き続き、感染症対策物資等の備蓄・配置の確認等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保します。

#### 2. 所要の対応

##### (1) 感染症対策物資等の円滑な供給に向けた準備

町は、医療機関等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、国や県、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者と連携しながら必要量の確保に努めます。

### 第3節 対応期

#### 1. 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要です。そのため、町は、準備期・初動期に引き続き、感染症対策物資等の備蓄・配置の確認等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保します。

#### 2. 所要の対応

##### (1) 備蓄物資等の供給に関する相互協力

緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、近隣の地方公共団体や指定地方公共機関等の関係各機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通す

る等の県内の体制について、協力対応するよう努めます。

## 第7章 町民の生活及び地域経済の安定の確保

### 第1節 準備期

#### 1. 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により、町民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があります。

町は自ら必要な準備を行いながら、事業者や町民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨します。必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に町民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備します。

#### 2. 所要の対応

##### (1) 情報共有体制の整備

新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備します。

##### (2) 支援の実施に係る仕組みの整備

新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続きや支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行います。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな人、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意します。

##### (3) 物資及び資材の備蓄

- ① 町行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）で備蓄等する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄します。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができます。
- ② 事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨します。

##### (4) 生活支援を要する人への支援等の準備

国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続きを検討します。

##### (5) 火葬体制の構築

県内の火葬体制を踏まえ、火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとします。その際には戸籍事務担当部局等の関係機関との調整を行います。

## 第2節 初動期

### 1. 目的

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や町民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼びかけます。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、町民生活及び社会経済活動の安定を確保します。

### 2. 所要の対応

#### (1) 遺体の火葬・安置

町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。

## 第3節 対応期

### 1. 目的

準備期での対応をもとに、町民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行います。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行います。各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、町民生活及び社会経済活動の安定を確保します。

### 2. 所要の対応

#### (1) 町民の生活の安定の確保を対象とした対応

##### ① 心身への影響に関する施策

新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じます。

##### ② 生活支援を要する者への支援

国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。

##### ③ 教育及び学びの継続に関する支援

新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行います。

##### ④ 生活関連物資等の価格の安定等

(ア) 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。

(イ) 新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の

高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じます。

⑤ 埋葬・火葬の特例等

県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等の確保に努めます。

(2) 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

① 事業者に対する支援

新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講じます。

② 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じます。

用語集

用語	内容
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者
患者等	患者及び感染したおそれのある者
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態
感染症指定医療機関	本県行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要な不可欠であると認められる物資及び資材
感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること
検査等措置協	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査

定	を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定
JIHS（国立健康危機管理研究機構）	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、2025年4月に設立される国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具（PPE）	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具
指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 本町行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等対策閣僚会議	新型インフルエンザ等の発生に備え、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、全閣僚が出席する会議 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について（平成23年9月20日閣議口頭了解）」に基づき開催
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態
新型コロナウイルス	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）。病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの
新型コロナウイルス感染症	感染症法第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症
生活関連物資等	食料品や生活必需品、その他の県民生活との関連性が高い又は県民経済上重要な物資
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接

	<p>触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口</p>
<p>双方向のコミュニケーション</p>	<p>地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション</p>
<p>対策本部</p>	<p>特措法に基づき設置される新型インフルエンザ等対策本部をさす。          ※政府が特措法第 15 条第 1 項に基づき設置する本部は、政府対策本部という。          県が特措法第 22 条第 1 項に基づき設置する本部は、県対策本部という。町が、特措法第 34 条第 1 項に基づき、緊急事態宣言がなされたときに設置する本部は、町対策本部という。</p>
<p>登録事業者</p>	<p>特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの</p>
<p>特措法</p>	<p>本町行動計画においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）</p>
<p>特定新型インフルエンザ等対策</p>	<p>特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの</p>
<p>特定接種</p>	<p>特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと          特定接種の対象となり得る者は、          ①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）          ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員          ③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。</p>
<p>都道府県等</p>	<p>都道府県、保健所設置市（地域保健法施行令（昭和 23 年政令第 77 号）第 1 条に定める市）及び特別区</p>
<p>偽・誤情報</p>	<p>いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等</p>
<p>濃厚接触者</p>	<p>感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者</p>
<p>パルスオキシメーター</p>	<p>皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器</p>
<p>広島県感染症対策連携協議会</p>	<p>感染症法第 10 条の 2 に規定する主に都道府県と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、県が設置する組織</p>
<p>広島県感染症予防計画</p>	<p>感染症法第 10 条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画</p>

フレイル	加齢とともに心身の活力（筋力や認知機能等）が低下し、生活機能障害、要介護状態、死亡等の危険性が高くなった状態のこと。適切な介入・支援により、生活機能の維持・向上が可能とされている。
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
薬剤感受性	感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念
ワンヘルス・アプローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと
PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ